

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第 26 回）

議事要旨

日時：令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）10:00～11:29

場所：経済産業省 本館 9 階 東 1-1 会議室及びオンライン（ハイブリッド）

出席者

渡邊座長、大野委員、加藤委員、釘宮委員、久保田委員、坂本委員、中村委員、松岡委員、矢代委員、山崎委員

議題

整合規格案の確認等について

議事概要

整合規格案（9 規格）について、事務局より資料を用いて説明し、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第十二に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言並びに事務局及び JIS 原案作成団体の回答は以下のとおり。

- ・ 資料 2 での J60598-2-7 (H29) は J60598-2-4 (2025) に統合されるため廃止するとの説明に関して、資料 3 では猶予期間があり直ちに廃止することになっていないことの整合性について質問があった。事務局より、通常どおり 3 年の猶予期間を設けた上で廃止することになっているが、置き換わる規格がないため廃止する規格として特記している旨回答した。
- ・ 技術基準省令第 7 条第 2 号に「接触電流」とあるが、電流は通過するものであり、用語として違和感があるとの意見があった。また、技術基準省令第 18 条の「雑音」について、音の雑音と電磁波は違うため、電波雑音と電磁雑音のように用語を区別することがあるとの意見があった。事務局より、技術基準省令の規定そのものであるため、しかるべきタイミングで検討する旨回答した。
- ・ JIS C 9335-2-54 の整合確認書の技術基準省令第 12 条について、第 1 部の規定によるとあるが、今回の改正で金属イオン系バッテリーの要求事項を追加したのにもかかわらず個別規格の箇条が該当しないのか質問があった。JIS 原案作成団体より、リチウムは主に影響はないという整理にしており、IEC 規格においてニッカドバッテリーなどを意図しているものと推察する旨の回答があった。さらに、JIS C 9335-2-67 の整合確認書について、技術基準省令第 12 条に該当する規定の 22.103 についても質問があり、リチウムを想定しておらず、鉛バッテリーなどを想定している旨の回答があった。
- ・ JIS C 8122 の整合確認書の技術基準省令第 19 条について、IEC 60417 とあるが、JIS ではなく IEC 規格を直接引用しているのか質問があった。JIS 原案作成団体より、IEC 規格を直接引用している旨の回答があった。
- ・ J61347-2-13 (H29) について、猶予期間を設けない理由に関する質問があった。事務局よ

り、通則の JIS C 8147-1 の最新版を常に引用する改正を行っており、J61347-2-13(H29)に猶予期間を設けても、併読する JIS C 8147-1:2017 が期限切れとなり規格として不十分なため、猶予期間を設けない整理にしている旨回答した。さらに、最新版を常に引用する改正について質問があり、JIS 原案作成団体及び事務局より、JIS C 8147-1:2017 の年号を外すことで、最新の規格を引用することになる旨回答した。